

平成30年度川南町一般会計決算における引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日からの消費税率引き上げに伴い、地方消費税交付金の増収分(社会保障財源化分)については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

平成30年度川南町一般会計決算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 129,420 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 309,253 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	町債	その他	社会保障財源化分の市町村交付金	その他	
社会福祉							
	小計	0	0	0	0	0	0
社会保険	介護保険事業	234,233	2,635	0	0	82,420	149,178
	小計	234,233	2,635	0	0	82,420	149,178
保健衛生	母子保健事業	11,114	0	0	0	5,000	6,114
	結核蔓延防止事業	2,727	0	0	0	2,000	727
	子どもの各種疾病予防事業	25,719	484	0	0	20,000	5,235
	成人・高齢者の各種疾病予防事業	12,023	0	0	0	10,000	2,023
	健康増進事業	23,437	1,315	0	5,686	10,000	6,436
	小計	75,020	1,799	0	5,686	47,000	20,535
合計	309,253	4,434	0	5,686	129,420	169,713	